

開発行為（法第29条第1項）の許可基準（法第33条）

による「区画道路」（政令第25条）の指導要綱

平成19年8月

苫小牧市役所都市建設部

## 1-1 適用範囲

この要綱は都市計画法第29条第1項のうち住宅建設を主目的とする開発行為により造成される「区画道路」の基準とする。

### 解説

この要綱で言う「区画道路」は法第33条第1項第2号関係の道路に関する基準を定めた政令第25条第2号の道路とする。

## 1-2 区画道路の幅員

敷地に接する区画道路の幅員は原則として次表によることを標準とする。  
(省令第20条)

開発行為の目的(用途)	予定建築物の敷地規模	道路幅員	備 考
住 宅		8m以上	道路幅員は原則として8m以上とする。 ただし、道路管理者がやむを得ないと認め、かつ小区間の場合は6.5m以上とする。

## 1-3 区画道路の構造

区画道路の舗装構造は「軽交通舗装設計要領：平成7年度北海道版」により次表を標準とする。

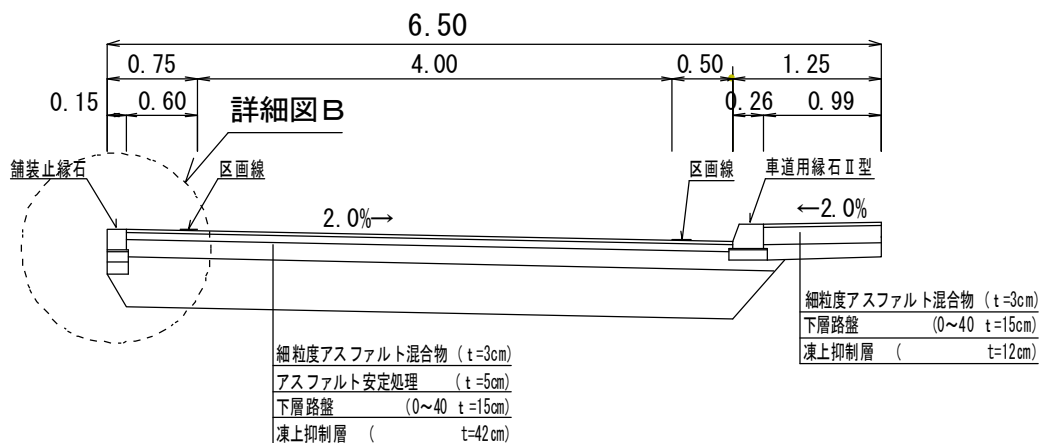
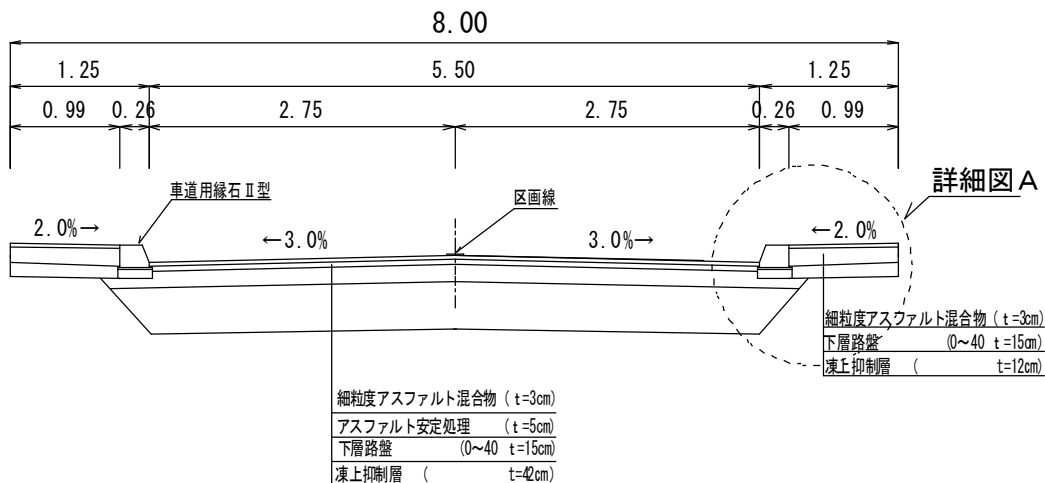
歩車道区分	交通量の区分	設計CBR	舗装構成
車道	L2	4	細粒度アスファルト混合物 t= 3cm
			アスファルト安定処理 t= 5cm
			路盤工(0~40) t=15cm
			凍上抑制層( ) t=42cm
			置換え深さ合計 t=65cm
歩道			細粒度アスファルト混合物 t= 3cm
			路盤工(0~40) t=15cm
			凍上抑制層( ) t=12cm
			置換え深さ合計 t=30cm

注1. 舗装構造は上記の同等規格以上とする。

注2. 表層、上層路盤、下層路盤、凍上抑制層に使用する材料の品質規格は軽交通舗装設計要領、アスファルト舗装要綱による。

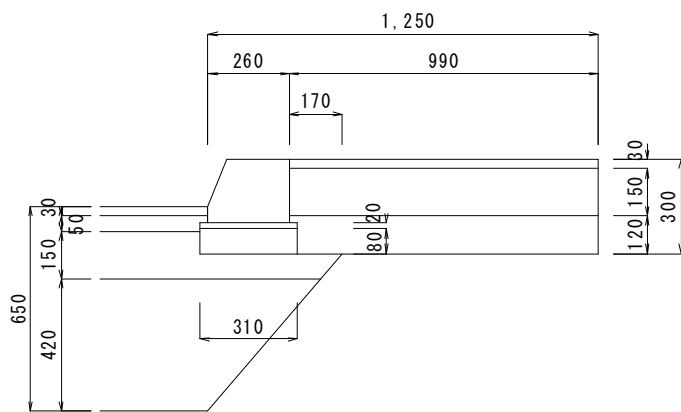
注3. 凍上抑制層に在来の火山灰・砂・砂利等を使用する際には必ず凍上試験を行い、材料の確認を行う。

# 1-4 道路標準図

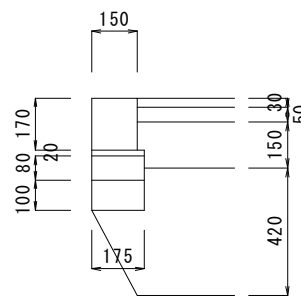


※ 歩道の舗装止縁石は申請者の申し出により設置することができる。

詳細図 A



詳細図 B



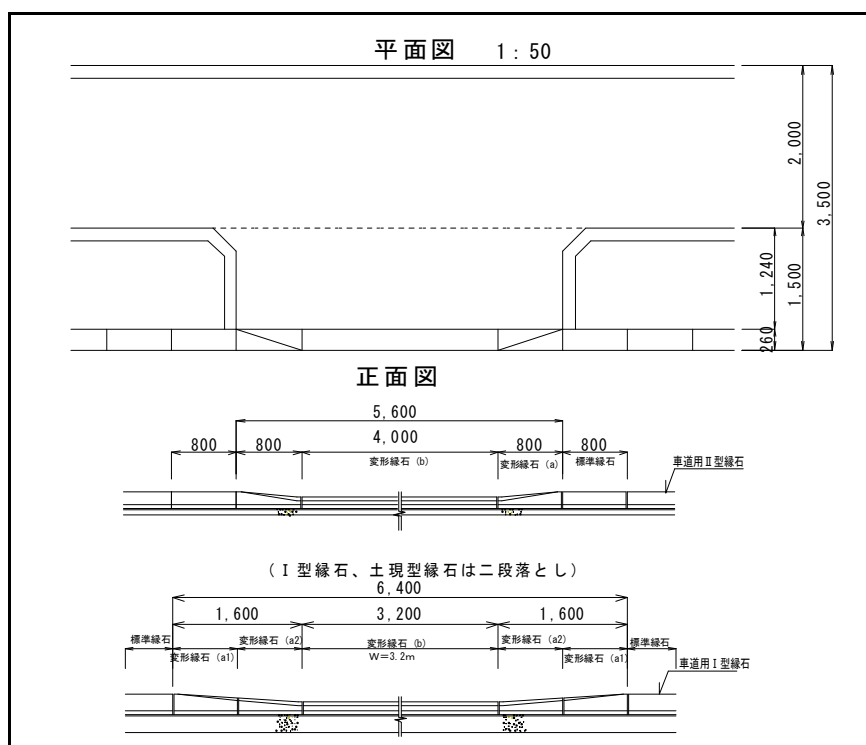
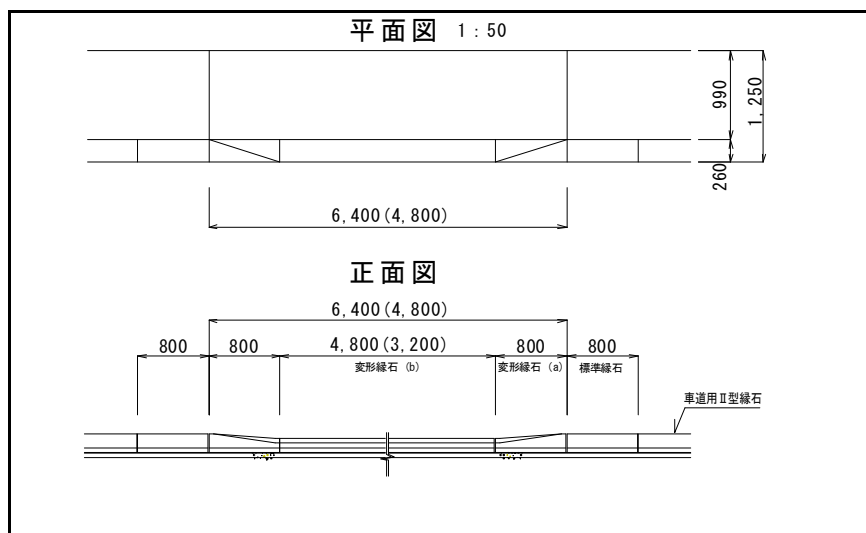
## 1-5 縁石の切下げ

宅地への車両乗入れに伴う縁石切下げは完了検査後、申請者が道路管理者に24条申請を行って切下げを行うことを原則とする。ただし、以下の場合は事前に開発行為の中で縁石の切下げを行うことができる。

- ① ハウスメーカーのモデルハウス等で法第37条第1号の建築承認により建築計画が明確で縁石切下げ箇所が特定できる場合。
- ② 宅地の分譲計画が確定し、各宅地の切下げ箇所が特定できる場合。なお、完了検査後に建築主の都合により切下げ箇所を変更する場合は、不必要となった切下げ箇所は建築主の責任において復旧する。

### 切下げ幅

- ・車両が1台の場合は低下4本(3.2m)を基本とする。
  - ・車両が2台の場合は低下6本(4.8m)を基本とする。
- なお、歩道幅員が3.5m以上の場合は低下5本(4.0m)を基本とする。



## 1-6 工事に関する特記事項

- ① 土工に関する事項
- ② 縁石の布設に関する事項
- ③ 排水工に関する事項
- ④ 区画線の施行に関する事項
- ⑤ 歩道における安全かつ円滑な進行の確保について

以上は別紙「特記仕様書」による。